

用語集

1. 地方公営企業・会計の基本用語

下水道事業の経営基盤となる、法律や会計の仕組みに関する基礎的な用語です。

地方公営企業（ちほうこうえいきぎょう）
地方公共団体が経営し、主として事業収入で経費を賄う（独立採算制）事業のことです。
地方公営企業法（ちほうこうえいきぎょうほう）
組織、財務、経営の根本基準を定め、地方自治の発達に資することを目的とした法律です。
公営企業会計（こうえいきぎょうかいけい）
特別会計のうち、地方公営企業法の適用を受ける会計のことです。発生主義会計・複式簿記を採用しています。
資産（しさん）
地方公営企業が保有している財産のうち、将来、お金や利益を生み出す力があるもののことです。
負債（ふさい）
将来、国や銀行、取引先などに返済・支払いをしなければならない義務（借金など）のことです。
資本（しほん）
資産の総額から負債の総額を差し引いた、純粋な財産（純資産）のことです。出資金やこれまでの利益の蓄積などが含まれます。
収益的収入（しゅうえきてきしゅうにゅう）
一事業年度の営業活動に伴う収益で、使用料や一般会計繰入金などが該当します。
収益的支出（しゅうえきてきししゅつ）
維持管理費や支払利息、減価償却費など、収益的収入に対応する費用のことです。
営業収益（えいぎょうしゅうえき）
主たる営業活動（下水道事業では使用料収入など）から生じる収益を指します。

営業費用（えいぎょうひよう）
維持管理費や減価償却費など、営業収益に対応する主たる営業活動にかかる費用のことです。
営業外収益（えいぎょうがいしゅうえき）
預貯金や貸付金の受取利息、有価証券の配当、損失補填的な補助金など、主たる営業活動以外の原因から生じる収益のことです。
営業外費用（えいぎょうがいひよう）
企業債の支払利息など、主たる営業活動以外の原因から生じる費用のことです。
特別利益（とくべつりえき）
固定資産売却益など、当該年度の経常損益に計上するのが不適当な特異的・臨時的な収益です。
特別損失（とくべつそんしつ）
減損損失など、当該年度の経常損益に計上するのが不適当な特異的・臨時的な費用です。
資本的収入（しほんてきしゅうにゅう）
建設改良費などの資本的支出の財源となる収入で、企業債、出資金、補助金などが含まれます。
資本的支出（しほんてきしゅつ）
建設改良費や企業債元金償還金など、将来の収益に対応し、現金支出を必要とする支出です。

2. 下水道事業の経営状況・財務指標

東久留米市下水道事業の財政健全度や、施設の維持管理状況を測るための指標です。

汚水処理費（おすいしょりひ）
下水道事業の資本費と維持管理費を合わせたものから、一般会計等が負担する公費分を除いたもので、使用料の対象経費（市独自で賄うべき費用）となります。
資本費（しほんひ）
施設の建設や更新にかかった費用のうち、各年度の負担分となる 減価償却費 や、過去の借入金に対する 企業債利息 を指します。
減価償却（げんかしょうきやく）
建設した施設や管路などの価値減少を各年度に費用として配分する会計処理で、主に 定額法 が採用されています。
減価償却費（げんかしょうきやくひ）
減価償却によって各事業年度に配分される費用のことです。なお、土地や立木などは価値が減少しないため対象外となります。
長期前受金（ちょうきまえうけきん）
施設などの取得・改良に伴い交付される補助金や一般会計負担金など（いわば将来の減価償却費に対応する財源）のことです。
長期前受金戻入（ちょうきまえうけきんれいにゅう）
長期前受金として計上した金額のうち、施設の減価償却見合い分を順次取り崩して収益化したものです。これにより、償却費の負担が相殺されます。
経費回収率（けいひかいしゅうりつ）
使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標です。 100%を下回る場合は 、使用料以外の収入で費用が賄われていることを意味します。
経常収支比率（けいじょうしゅうしひりつ）
使用料収入や一般会計からの繰入金などの「収益」で、維持管理費や支払利息などの「費用」をどの程度賄えているかを表す指標です。 100%を上回っていれば 、その年度の経常的な支出は収入で賄えている（黒字である）ことを意味します。
有収水量（ゆうしゅうすいりょう）
汚水処理水量のうち、地下水の浸入（不明水）などを除いた、 実際に使用料収入に結びついている水量 のことです。

3. 国・一般会計等からの財政支援

東久留米市の一般会計から下水道事業会計へのお金の流れや、国からの補助金に関する用語です。

繰入金（くりいれきん）
一般会計から特別会計へ支出される経費のことで、一般会計側からは「繰出金」と呼ばれます。
繰出基準（くりだしきじゅん）
一般会計が負担すべき経費の算定基準で、公費（税金）と私費（使用料）の負担区分を示しており、毎年国（総務省）から通知されます。
基準内繰入金（きじゅんないくりいれきん）
総務省の繰出基準に基づき、雨水処理費用や分流式下水道経費など、「 公費で負担すべき 」として一般会計から下水道事業へ繰り入れられるお金です。
分流式下水道経費繰入金（ぶんりゅうしきげすいどうけいひくりいれきん）
分流式下水道の維持管理等に要する経費のうち、国の基準（総務省繰出基準）に基づいて一般会計から繰り入れられる公費のことです。これを受け取るには「使用料単価 150 円以上」などの要件を満たす必要があります。
基準外繰入金（きじゅんがいくくりいれきん）
繰出基準の対象外であるものの、条例による使用料減免の補填や、下水道事業の資金不足を補うために 特例的に一般会計から補填されるお金 です。
国庫補助金（こっこほじょきん）
自治体の特定事業に対し、国が奨励支援することを目的に交付する補助金です。
企業債（きぎょうさい）
地方公営企業の建設や改良などの資金に充てるために発行する地方債で、 地方公営企業法の適用事業 で用いられる用語です。
元金償還金（がんきんしょうかんきん）
地方債（企業債）などの借入金返済のうち、利息を除いた 元金分の返済額 のことです。
流域下水道管理運営費負担金（りゅういきげすいどうかんりうんえいひふたんきん）
自前の処理場を持たない自治体が、都が管理する幹線や水再生センターに汚水の処理を委託するために支払う負担金のことです。

4. 料金体系・施設計画に関する用語

今回の下水道使用料改定の審議（料金構造の見直しや今後の投資計画）において、直接的な論点となる用語です。

二部使用料制（にぶしょうりょうせい）
下水道使用料を、使用水量の多寡に関わらず定額で徴収する「基本使用料」と、使用水量に応じて課される「従量使用料」の二つから構成する料金体系のことです。
需要家費（じゅようかひ）
検針や請求書の発送、メーターの管理など、利用者の数（契約件数）に比例して発生する経費のことです。基本使用料が財源となります。
固定費（こていひ）
施設の減価償却費や資産の維持管理費など、使用水量の増減に関わらず固定的に発生する経費のことです。
変動費（へんどうひ）
汚水を処理するための動力費（電気代）や薬品費など、使用水量（処理水量）の増減に応じて比例的に増減する経費のことです。
基本水量制（きほんすいりょうせい）
「月に 10 m ³ までは定額」というように、一定の水量までは基本使用料のみで利用できる仕組みのことです。
激変緩和措置（げきへんかんわそち）
使用料の改定（値上げ）に伴う利用者の急激な負担増加を避けるため、段階的に料金を引き上げたり、特定の配慮を行ったりする措置のことです。
下水道事業経営戦略（げすいどうじぎょうけいえいせんりやく）
将来にわたって安定的に事業を継続していくため、投資の見通し（建設改良・更新）と財政の見通し（財源調達）を中長期的な視点でまとめた経営の基本計画のことです（本市では「東久留米市下水道事業経営戦略－2026－」）。
ストックマネジメント（すとっくまねじめんと）
下水道管渠や施設などの膨大な資産の老朽化に対し、計画的に点検・修繕を行うことで、施設を長持ちさせ（長寿命化）、全体の更新費用を抑えて平準化する管理手法のことです。
耐用年数（たいようねんすう）
建物や下水道管などの償却資産について、通常の維持管理のもとで使用可能であると見積もられた年数のこと（一般的な下水道管は 50 年）。